

親/保護者の権利

早期開始プログラム：家族向けガイド

2025年改訂



発行に関する情報

親/保護者の権利：「早期開始プログラム：家族向けガイド」は、CDE（カリフォルニア州教育省）および請負業者のWestEdの協力を得て、CDDS（カリフォルニア州発達障害局）（以下、当局といいます）が作成した案内書です。

発行元がDDS（発達障害局）であることを明記すれば、本ガイドのすべての内容はコピーまたは共有することができます。

注文に関する情報

他のコピーが必要な場合は、「早期開始プログラム：近隣（Early Start Neighborhood）」ウェブサイト（earlystartneighborhood.org）をご覧ください。

カリフォルニア州早期開始プログラムに関する詳細は、以下の方法で入手することができます。

- 電話：800-515-BABY (800-515-2229),
- ウェブサイト：www.dds.ca.gov/services/early-start
- 電子メール送信：earlystart@dds.ca.gov

©2025 Department of Developmental Services

目次

発行に関する情報	1
注文に関する情報	1
参考	3
名称	3
第1項：概要	4
第2項：インフォームドコンセント（十分な説明を受けた上での同意）	5
第3項：機密保持 & 記録へのアクセス	6
第4項：評価 & 査定	7
第5項：個別家族サービス計画	9
第6項：調停、適正手続きによる聴聞会、州に対する苦情申し立て	11
第7項：調停	12
第8項：適正手続きによる聴聞会	13
第9項：州に対する苦情申し立て	15
第10項：まとめ	17



参考

本文書には、以下の法規制の条項に関する内容が含まれています。

- 34 CFRは、連邦規則集第34巻を指しています。
- GCは、早期開始プログラムを規定する州法の政府法典を指しています。
- CCRは、カリフォルニア州規則集を指しています。

名称

本文書には同じ名称が繰り返し登場するため、読みやすくすることを目的として、短縮表記が使用されています。

- 発達障害局 - DDS - 本文書では「当局」と表記
- カリフォルニア州教育省 - CDE
- 地方教育機関 - LEA
 - これには、地元の学校、学区、郡教育課の事務所が含まれます。
- 特別教育地域計画区域 - SELPA
- 早期開始プログラム – 早期介入サービスを提供する地域センター (RC)
や地方教育機関 (LEA)

早期開始プログラムに関連する親/保護者の権利についてご質問がある場合は、地元の早期開始プログラムまたは早期開始プログラムベビーライン (Baby Line) まで電話 (800-515-2229) または電子メール (earlystart@dds.ca.gov) でお問い合わせください。

第1項：概要

早期開始プログラムは、障がいのある児童（生後～3歳）とその家族を支援するカリフォルニア州のプログラムです。本プログラムは、自宅や地域社会でサービスを提供すること、また家族にその児童の発達を支援する方法を伝達することで、児童の健やかな成長と発達を促進することを目的としています。連邦法と州法を遵守して運営される本プログラムにより、児童が適切な支援を受けられるようになります。児童に確実に適切な支援が提供される状況を確保することを目的として、親/保護者には特別な権利があり、保護が適用されます。本プログラムでは、家族の懸念に耳を傾け、家族全員にとって有益となるサービスを提供しています。本文書には、本プログラムに関連する親/保護者の権利と保護に関する説明が記載されています。置かれている状況によって、「親/保護者」という言葉の意味が異なります。

早期開始プログラムにおける「親」に該当する人物 [34 CFR 303.27]

1. 児童の実親または養親
2. 里親
3. 保護者：裁判所からの法的許可を得て、児童の世話をし、健康、教育、発達に関する重要な決定を下す権限を持つ人物を指しています。
4. 実親または養親の代わりとしての役割を果たす人物：これには、児童と同居している、または児童の世話をしている祖父母、継親、他の家族が含まれます。
5. 代理親：親が不在の場合に、児童に関する事柄の意思決定を行うことを目的として、法的手続きを経て任命された人物を指しています。これは、児童のニーズを理解しており、かついずれか一方に肩入れする個人的な理由のない人物です [34 CFR 303.422; 17 CCR Section 52175]。

第2項：インフォームドコンセント（十分な説明を受けた上での同意）

児童が早期開始プログラムの検査やサービスを受ける場合は、事前にその親/保護者（以下、上記に定義されている実親/養親、里親、実親または養親の代わりとしての役割を果たす人物、代理親を含む）の同意と署名が必要となります。親/保護者またはその児童に関する情報の共有に関する許可を本プログラムに提供する必要があります。許可するか否かは各自が自由に選択することができます。また、随時その意思を変更することもできます。これは、インフォームドコンセントと呼ばれるものです [34 CFR 303.7, 34 CFR 303.420]。

「親/保護者」と見なされる人物が複数存在する場合は、児童のSC（サービスコーディネーター）と話し合っ、同意を与える人物を選択してください。

インフォームドコンセントに関して、親/保護者には以下の権利があります。

1. 早期開始プログラムから活動への参加許可を求められた場合に、家庭で使用されている言語で活動内容に関する情報を受け取る権利 [34 CFR 303.7]
2. 親/保護者またはその児童を特定できる情報を、本来知るべきではない人物と共有する前に、書面による許可を与える権利 [34 CFR 303.414, 17 CCR 52162(B), 17 CCR 52169]
3. 児童に必要な支援を判断するための検査を行う前に、書面による許可を与える権利 [34 CFR 303.420(a), 17 CCR 52162(a)]
4. 児童に対する早期開始プログラムのサービスを開始する前に、書面による許可を与える権利 [34 CFR 303.420(a), 17 CCR 52162(a)]
5. 早期開始プログラムがそのサービス料金を親/保護者の医療保険会社に請求する場合で、それによって親/保護者の給付額の減少、自己負担額の増加、月額料金の上昇、給付やMedicaid免除資格の喪失が発生する可能性がある場合は、事前に書面による許可を与える権利 [17 CCR 52162(d)]
6. 随時意思を変更する権利 [34 CFR 303.7(c)]。この場合は、早期開始プログラムから、児童が受けられなくなるサービスに関する説明が提供され、児童に支援を提供するには親/保護者の書面による同意が必要であることが改めて伝達されます [34 CFR 303.420(b), 17 CCR 52162(c)]。親/保護者が同意を取り消した場合、その取り消しは今後の措置にのみ影響し、すでに児童が受けた措置やサービスには影響しません。

第3項：機密保持 & 記録へのアクセス

早期開始プログラムの記録は、児童に関する重要な情報源です。児童とその家族について提供されたすべての内容は、機密として処理され保護されます。当該情報を見ることができるのは、児童に直接支援を提供している関係者のみとなります。

親/保護者には以下の権利があります。

1. 児童とその家族の情報の機密性を維持して保護する方法を知る権利 [34 CFR 303.404]
2. 児童の記録を確認して、そのコピーを請求する権利。他者に児童の記録を見せる権利。記録に含まれている児童の情報の修正や削除を要求する権利 [34 CFR 303.405, 17 CCR 52168]
3. 児童の記録のコピーを入手する権利、および説明を要求した場合は要求日から5営業日以内にその説明を受け取る権利 [17 CCR 52164(b)]
4. 児童の記録の変更または削除を要求したにも関わらず、早期開始プログラム側がそれを拒否した場合は、プログラムの責任者との面談を要求する権利 [17 CCR 52168(c)]
5. 児童の個人情報の機密性を維持し、安全に保管することを求める権利。早期開始プログラムには、家族の教育権とプライバシー法 (FERPA) に従って、個人情報を収集、保管、共有、破棄する方法を親/保護者に伝達する義務があります [34 CFR 303.29, 17 CCR 52160(a), 17 CCR 52162, 17 CCR 52165, 17 CCR 52169]

第4項：評価 & 査定

カリフォルニア州の早期開始プログラムを受ける資格の有無を判断することを目的として、熟練者で構成される専門家チームが児童と面談し、児童をよく理解した上で、その現在の能力を検査します。同チームには、言語聴覚療法士 (SLP)、作業療法士 (OT)、理学療法士 (PT) などの専門家が含まれる場合があります。検査に関して家族が有する権利を親/保護者が十分に理解できるように、いくつかの規則が設けられています。

親/保護者には以下の権利があります。

1. 早期開始プログラムにおける親/保護者の権利をすべて知る権利 [34 CFR 303.421, GC 95020(c), 17 CCR 52161]
2. 児童に早期開始プログラムの検査を受けさせることを要求する権利。評価プロセス中に情報を共有する権利。児童の早期開始プログラムのサービスに関する決定を下し、同意を提供する権利 [34 CFR 303.7, 34 CFR 303.420, 17 CCR 52040(d), 17 CCR 52082(b), 17 CCR 52084]
3. 検査実施前に、書面による許可を提供する権利。検査を拒否する権利 [34 CFR 303.420, 17 CCR 52162]
4. 児童が早期開始プログラムに参加している間、すべての検査に参加する権利 [34 CFR 303.321, GC 95020, 17 CCR 52082, 17 CCR 52084]
5. 早期開始プログラムに対して児童の診療情報提供書 (紹介状) が発行されてから45日以内に、すべての検査結果の完全な書面コピーを入手する権利 [34 CFR 303.310, 17 CCR 52086(a)]
6. 検査結果を協議する面談に参加する権利 [GC 95020(b)]
7. プログラム参加に関する児童の資格の有無、および提供されるサービスに関するすべての決定に関わる権利 [34 CFR 303.343, GC 95014(a), GC 95020(b), 17 CCR 52082(a), 17 CCR 52104]

連邦法および州法により、以下の事項が義務付けられています。

1. 可能な限り、家庭における児童との会話に使用されている言語で検査を実施すること [34 CFR 303.321(a)(6)]
2. 児童の人種や民族に基づき、検査の手順や使用される材料が不公平なものとならないこと [34 CFR 303.321(a)(4), 17 CCR 52082(g)]
3. 可能な限り、家庭で使用されている言語で家族のニーズ、優先事項、懸念事項を話し合うこと [17 CCR 52084(d)(4)]
4. 設計上の用途に従って検査の材料を使用すること [17 CCR 52082]

5. 検査を行う資格を有する人物が検査を行うこと [34 CFR 303.321, 17 CCR 52082, 17 CCR 52084]
6. 視覚、聴覚、肢体、コミュニケーションに問題があることが知られている児童の場合は、そうした状態を考慮して検査を選択し、児童の困難性ではなく、能力と発達を測定すること [17 CCR 52082]
7. 以下すべての分野における児童の検査を実施すること [GC 95014, 17 CCR 52082, 17 CCR 52022]
 - a. 認知発達 - 思考能力、学習能力、問題解決能力の程度
 - b. 身体発達 - 身体（腕、脚、手、視覚、聴覚、健康状態など）を使う能力の程度
 - c. 受容的コミュニケーションの発達 - 他者から話しかけられた内容を理解する能力の程度
 - d. 表現的コミュニケーションの発達 - 他者と話して、児童自身のニーズや考えを伝える能力の程度（手話や他のコミュニケーション手段を含む）
 - e. 適応能力の発達 - 食事や着替えなどの基本的なニーズを満たす能力の程度
 - f. 社会情緒的発達 - 他者と交流し、感情を表現する能力の程度
8. 早期開始プログラム期間中、成長と発達の程度を確認することを目的として、定期的に検査を実施すること [GC 95014, 17 CCR 52082, 17 CCR 52084]
9. 可能な限り、自宅、デイケア、公園、図書館など、普段から児童が過ごしている場所または安心して過ごせる場所で検査を実施すること [17 CCR 52082(i), 17 CCR 52084(e)]
10. 児童の健康状態や病歴に関する重要な記録について見直し/確認を実施すること [34 CFR 303.321, 17 CCR 52082]
11. 追加検査を行わずに児童のサービス受給資格の有無を判断することを目的とする場合は、児童の既存の記録を使用してもよいこと [34 CFR 303.321]
12. 児童を検査する際には、訓練を受けた専門家がその専門知識を駆使し、早期開始プログラムのサービス受給資格の有無を判断すること。専門家の専門的な意見のみに基づいて、児童の受給資格の有無を判断できること [34 CFR 303.321]
13. 児童の早期開始プログラムのサービス受給資格の有無を判断する際は、1つの検査結果のみに頼らないこと。複数の情報を総合的に検討して、チームが共同で意思決定を行うこと [34 CFR 303.321, 17 CCR 52082]
14. 希望に応じて、親/保護者は面談に参加して、児童の発達に関する家族のリソース、優先事項、懸念事項および家族のニーズについて話し合うことができること [34 CFR 303.321, 17 CCR 52084, 17 CCR 52106]

第5項：個別家族サービス計画

IFSP（個別家族サービス計画）とは、検査結果に基づき、早期介入サービスに関する児童とその家族の選択肢を説明する書面の計画書です。早期開始プログラムの検査が初回の場合は、検査結果を共有し、児童のサービス受給資格の有無を決定するために、児童の診療情報提供書が発行されてから45日以内に面談が行われるものとします。受給資格があると判断された場合は、チームによって最初のIFSPが作成されます。親/保護者が面談前に結果を確認できるように、初回の面談前に検査結果が提供される場合があります [34 CFR 303.20, 34 CFR 303.342, GC 95020(b), 17 CCR 52100, 17 CCR 52102]。

児童のIFSPは、6ヶ月ごとに見直される必要があります [17 CCR 52102]。しかし、親/保護者からの要求があった場合、または状況が変化した場合は、これよりも早く見直しが行われる場合があります。児童の発達状況を確認し、必要に応じて変更を加えることで、最新の検査結果に基づいて毎年一度IFSPを改訂する必要があります [34 CFR 303.342]。また、親/保護者はリモート面談（電話またはビデオ）を要求することもできますが、早期開始プログラムに関しては少なくとも6ヶ月に一度は親/保護者と児童を交えて対面で面談する必要があります。いかなるサービスにおいても、この対面で面談するという要件をサービス提供の遅延の弁解として使用することはできません [GC 95020(c)(2)(A)]

IFSP面談に関して、親/保護者には以下の権利があります。

1. 親/保護者にとって都合のよい時間と場所で、家庭で使用されている言語を用いて、IFSP面談を実施させる権利 [34 CFR 303.342, 17 CCR 52102]
2. IFSP面談の前に書面による通知を受け取る権利 [34 CFR 303.342, 17 CCR 52102]
3. IFSP面談に出席して関与する権利 [34 CFR 303.343, 17 CCR 52104]
4. 他の家族員をIFSP面談に招待する権利 [34 CFR 303.343, 17 CCR 52104]
5. 権利擁護者や他の関係者をIFSP面談に招待して、関与してもらう権利 [34 CFR 303.343, 17 CCR 52104]
6. 家庭で使用されている言語に訳された全IFSPのコピーを無料で入手する権利 [34 CFR 303.25] [34 CFR 303.409, 17 CCR 52102]

IFSP文書に関して、親/保護者には以下の権利があります。

7. 家庭で使用されている言語を用いて、IFSPの内容すべての十分な説明を受ける権利 [34 CFR 303.342, 34 CFR 303.404, 17 CCR 52102]

8. IFSPに記載されているサービス提供の許可を与える権利。親/保護者がサービス提供の許可を与えないと、そのサービスは提供されません。過去に同意している場合、または児童へのサービス提供がすでに開始されている場合も、意思を変更してサービスを拒否することができます。これにより、児童の他のサービスに影響が出ることはありません [34 CFR 303.342, 34 CFR 303.420, 17 CCR 52102]
9. 自然な環境（自宅やデイケアなど）でサービスを提供させる権利、またはそれが不可能な場合はその理由の説明を受ける権利 [34 CFR 303.13, 34 CFR 303.344, 17 CCR 52106]
10. 児童に関する情報を他の機関と共有する権利 [34 CFR 303.401, 17 CCR 52112, 17 CCR 52169]
11. 機関またはサービス提供者が児童の早期開始プログラムのサービス内容を変更する場合は、事前に書面で通知を受け取る権利 [34 CFR 303.421, 17 CCR 52161]
 - a. 通知には以下が含まれます。
 - i. 計画されている措置の内容または変更内容
 - ii. それを計画している理由
 - iii. その計画に同意できない場合に、親/保護者が講じることができる措置（「手続上の保護措置」と呼ばれる）
 - b. 当該通知は家庭で使用されている言語で記述されるものとします。可能であれば、他のコミュニケーション手段を要求することも可能です [34 CFR 303.401 to 303.421, 17 CCR 52161]

第6項：調停、適正手続きによる聴聞会、州に対する苦情申し立て

早期開始プログラムでは、児童に確実に適切な支援が提供される状況および家族の懸念事項が的確に対処される状況を確保することを目的として、親/保護者には特別な権利があり、保護が適用されます [34 CFR 303.436, 17 CCR 52173, 17 CCR 52174]。

早期開始プログラムの内容や判断などに同意できない場合は、その意見の相違を解決するためのいくつかの選択肢があり、親/保護者には一定の権利が保証されています。以下の手順は、児童が3歳未満の場合に適用されます。

親/保護者には以下の権利があります。

1. 早期開始プログラムのサービス内容のいずれかに関して、プログラム側と意見が合わない場合に、随時調停または適正手続きによる聴聞会の開催を要求する権利 [34 CFR 303.430, 34 CFR 303.431, 17 CCR 52172]
2. 苦情を申し立てる権利、調停の開催を要求する権利、適正手続きによる聴聞会の開催を要求する権利があること知る権利 [34 CFR 303.432, 17 CCR 52172]
3. 児童の受給資格またはサービス内容に関して、早期開始プログラム側が規則違反または法律違反を犯していると考えられる場合に、苦情を申し立てる権利 [34 CFR 303.434, 17 CCR 52170]
4. 早期開始プログラムのサービスに同意できない場合に、随時調停の開催を要求する権利。苦情を申し立てる前でも、または他の手続きが進行している場合でも、調停の開催を要求することができます [34 CFR 303.431, 17 CCR 52173]
5. 適正手続きによる聴聞会での決定が遵守されていない場合に、苦情を申し立てる権利 [34 CFR 303.433(c)(3), 17 CCR 52170(b)]

第7項：調停

調停とは、自発的で非公式かつ秘密厳守の手続きで、中立的な立場にある調停者と呼ばれる人物が介入して、親/保護者と早期開始プログラム側の意見の相違の解決に向けた面談を行うシステムです [34 CFR 303.431, 17 CCR 52173]。

親/保護者には以下の権利があります。

1. 意見の不一致を解決するための第一選択肢として調停の開催を要求する権利、または適正手続きによる聴聞会開催中や苦情申し立ての過程で調停の開催を要求する権利 [34 CFR 303.431, 17 CCR 52173]
2. 調停への関与を希望しない場合に、調停を拒否する権利 [34 CFR 303.431, 17 CCR 52173]
3. いずれか一方の側に肩入れしない中立的な有資格の調停者の介入を求める権利 [34 CFR 303.431, 17 CCR 52173(c)]
4. 親/保護者にとって都合のよい時間と場所で調停を開催させる権利 [34 CFR 303.431, 17 CCR 52173]
5. 調停に別の人物や権利擁護者を同席させる権利 [17 CCR 52173(h)]
6. 調停での協議を非公開に維持し、後日にその内容が裁判や聴聞会で親/保護者の不利になるように使用されることがないことを保証される権利 [17 CCR 52173(j)]
7. 調停で合意に至った内容が記された文書を書面で受け取る権利 [34 CFR 303.431, 17 CCR 52173(i)]

調停の開催要求は以下の機関に提出してください。

Office of Administrative Hearings
Attention: Early Start Intervention Section
2349 Gateway Oaks Drive, Suite 200
Sacramento, CA 95833-4231

電話番号：(916) 263-0654

ファックス番号：(916) 376-6318

第8項：適正手続きによる聴聞会

意見の相違の解決と適正手続きによる聴聞会

早期開始プログラムのいずれかの内容に同意できない場合は、意見の相違についてIFSP面談で協議すること、または調停の開催を要求することができます。それでも問題が解決しない場合は、適正手続きによる聴聞会の開催を要求することが可能です。児童のSC、地域センター、SELPA (特別教育地域計画区域) 事務所のいずれかに支援を仰ぐことができます [34 CFR 303.430, 17 CCR 52172]。

適正手続きによる聴聞会を要求する理由

早期開始プログラムの受給資格やサービス内容のいずれかに同意できない場合は、適正手続きによる聴聞会の開催を要求することができます [17 CCR 52172(a)]。

適正手続きによる聴聞会の開催中

親/保護者と早期開始プログラムが変更同意していない限り、適正手続きによる聴聞会が進行中の場合も、IFSPに記載されている早期開始プログラムのサービスが児童に引き続き提供されます。まだ開始されていない新たなサービスについて意見の相違が発生している場合は、IFSPに記載されているすべてのサービス (親/保護者が異議を唱えていないサービス) が引き続き児童に提供されます。しかし、児童の年齢が36ヶ月に達した時点で、すべての早期開始プログラムのサービスが終了します。その後、移行先のプログラムの受給資格があると判断された場合は、当該プログラムから児童にサービスが提供されることとなります [34 CFR 303.209]。

適正手続きによる聴聞会の開催要求

適正手続きによる聴聞会の開催を要求する場合は、OAH (行政聴取事務所) 宛てにその申請書を書面で以下の住所まで送付してください [17 CCR 52172]。

Office of Administrative Hearings
Attention: Early Start Intervention Section
2349 Gateway Oaks Drive, Suite 200
Sacramento, CA 95833-4231

電話番号 : (916) 263-0654

ファックス番号 : (916) 376-6318

SC、早期開始プログラム、当局のウェブサイトのいずれかから、適正手続きによる聴聞会の要求フォームを入手することができます。

重要な期限

適正手続きによる聴聞会は、OAHが申請書を受理した日から30暦日以内に完了するものとします。親/保護者からの異議申し立てがない限り、この聴聞会での判定が最終的な決定となります [17 CCR 52172(e)]。



第9項：州に対する苦情申し立て

苦情の申し立て

早期開始プログラムの資金提供を受けている地域センター、LEA、民間サービス提供者に対しては、誰もが署名入りの書面による苦情を申し立てることができます。早期開始プログラムに関連する州または連邦の法規制の違反について、苦情を申し立てることが可能です。また、受給資格やサービス提供を拒否されたというような問題が発生した場合も、苦情を申し立てることができます。早期開始プログラムに関する苦情を解決する際には、早期開始プログラムの手続きのみが用いられます [17 CCR 52170]。

プライバシー保護

当局は、受理したすべての苦情を調査する義務を負っています。早期開始プログラムに関して正当な権限を有する職員を除き、当局は親/保護者の書面による許可なく、児童の個人情報と共有することはできません [34 CFR 303.432, 17 CCR 52169, 17 CCR 52170(a)]。

苦情の申し立てに関する支援

苦情の申し立てに関しては、児童のSC、地域センター事務所、SELPAのいずれかに支援を仰ぐことができます。当局とCDEも情報や特定の支援を提供することができます。SCDD (州発達障害評議会) やDRC (ディスアビリティ・ライツ・カルフォルニア) のような擁護団体に支援を仰ぐことも可能です [34 CFR 303.437, 17 CCR 52170]。

苦情の申し立て先

署名入りの書面による苦情申立書を以下の機関に送付してください。

Department of Developmental Services

Attention: Community Appeals and Resolutions Branch

1215 O Street, MS 8-20

Sacramento, CA 95814

電話番号 : (916) 651-6309

ファックス番号 : (916) 654-3641

電子メール : earlystart@dds.ca.gov

苦情の申し立てに関する権利

1. 苦情を申し立てる際には、SCから支援を受ける権利があります [17 CCR 52170]。
2. 調査に役立つ可能性のある追加情報を当局に提出することができます [34 CFR 303.433, 17 CCR 52171(a)]。
3. 苦情が受理されてから60日以内に、当局から最終的な書面による決定が送付/送信されます [34 CFR 303.433, 17 CCR 52171(a)]。
4. サービスが不当に拒否されたと当局が判断した場合は、是正措置が講じられます。これには、親/保護者がすでに支払ったサービス料金の払い戻し、または今後適切なサービスを提供する保証などが含まれる場合があります。早期開始プログラムに対して、適切なサービスを提供する指示が出されます [17 CCR 52171(a)]。
5. 適正手続きによる聴聞会のプロセスに関与していない場合は、当局が60日以内に問題を解決するものとします [34 CFR 303.433, 17 CCR 52171(c)]。
6. 苦情内容に以前開催された聴聞会と同じ問題と関係者が含まれている場合は、以前の適正手続きによる聴聞会での決定が依然として有効である旨、およびそれに従う必要がある旨が当局から伝達されます [34 CFR 303.433, 17 CCR 52171(d)]。
7. 公共機関または民間サービス提供者が適正手続きによる聴聞会での決定に従っていない場合は、親/保護者にはすべての苦情を解決させる権利があります [34 CFR 303.433, 17 CCR 52171(e)]。

苦情申立書に含めるべき内容

苦情は書面で申し立てる必要があります。苦情申立書には、当局、地域センター、LEA、早期開始プログラムに関わっている他のサービス提供者が法規制に違反していることを説明する文書を署名入りで含める必要があります [34 CFR 303.434, 17 CCR 52172(a)]。

苦情申立書には以下を含めてください。

1. 親/保護者の連絡先情報：氏名、住所、電話番号を含めます [17 CCR 52170(g)]。
2. 苦情が特定の児童に関するものである場合は、児童の氏名と住所、地域センター、LEA、サービス提供者のいずれかの名称、問題の内容、希望する問題解決方法と結果を含めます [34 CFR 303.434]。
3. 問題の明確な説明、発生した事柄、問題の解決に向けて地域レベルで講じられた措置（該当する場合）に関する説明を含めます [17 CCR 52170(g), 17 CCR 52170(g)(5)]。
4. 苦情の対象となる人物の氏名または組織の名称を含めます。地域センター、LEA、サービス提供者の名称を含める必要があります [17 CCR 52170(g)]。
5. 苦情の対象となる組織または当事者に苦情を送付する必要があります [34 CFR 303.434]。
6. 申し立てる苦情は、当局が苦情を受理する日から計算して過去1年以内に発生した問題でなければなりません [34 CFR 303.434, 17 CCR 52170(c)]。

第10項：まとめ

本ガイドを通して、親/保護者の権利に関する有益な情報を提供しました。ご質問がある場合は、当局 (800-515-BABY / 800-515-2229) までお電話ください。または、電子メール (earlystart@dds.ca.gov) でお問い合わせください。

詳細情報および関連書類については、以下をご覧ください

[異議 & 苦情の申し立て](#)

